

平成 28 年度小山市行政改革推進委員会 議事概要

- 1 開催日時 平成 28 年 11 月 22 日（火） 午前 10 時 30 分から 11 時 50 分まで
- 2 開催場所 小山市役所 本庁舎 3 階 大会議室北
- 3 出席委員数 総委員 10 名中 7 名出席
- 4 議 題 (1) 第 6 次小山市行政改革大綱実施計画の変更について
(2) 第 6 次小山市行政改革の進捗状況について
(3) 小山市民間委託等推進計画について

5 議事の経過の概要及びその結果

(1) 第 6 次小山市行政改革大綱実施計画の変更について

(2) 第 6 次小山市行政改革の進捗状況について

第 6 次小山市行政改革大綱実施計画の変更及び第 6 次小山市行政改革の進捗状況について、資料 1「第 6 次小山市行政改革大綱実施計画 変更内容」、資料 2「第 6 次小山市行政改革の進捗状況」を基に事務局（行政経営課）が説明をした。

議事内容は以下の通り。

(委員)：第 6 次小山市行政改革は、平成 27 年度～31 年度の 5 か年の計画となっている。31 年度末までに目標を 100%達成するための目安としては、27 年度は 20%程度進んでいれば「目標どおり」となると思われる。この目安に基づいて進捗度の評価がされている。

取組み項目数が 103 もあり、全部についての意見をいただくことは難しい。27 年度において確実に取組みが遅れている 8 項目については、再度見直しを行ったところ、その内 3 項目が D（計画より大幅に遅い）から C（計画よりやや遅い）に修正したいとのことである。その部分などについて、委員からご意見をいただきたい。

(委員)：N0.81「協働による地域価値の維持・向上」について、意識改革の評価はどのように行ったのか。具体的な指標がないので、進捗を計るのは難しいと思われるが。

→(事務局)：ご指摘の通り、意識改革の評価は計るのが難しい。

地域に出向いて説明会を行った際の反応を見たり、アンケートを行ったりしている。その中で、「みんなでまちをつくる」という考えよりも、どちらかというところ「事業を進捗させる」ことを重視するというような結果が出ている。それにより意識改革が十分に図られていないと判断したと考えられる。

(委員)：N0.48「ジェネリック医薬品の利用促進」について

目標値が変更になっているが、評価はどちらの数字で行っているのか。最終目標が、変更前の数字なのか変更後の数字なのか。

→(事務局)：指標の率は変更になるが、目標効果額は変更しない。国の指標が変わったことで計算の方法も変更になっているが、今後さらに変更となることも考えられるため、第6次行政改革については据え置いた状態で今後の国の動向を注視していきたい。達成率がとても高くなってしまっていることも、薬の内容や計算方法が変わったことが要因の一つであるが、今回はひとまず据え置きとしたい。

(委員)：ジェネリック医薬品の促進に関し、市はどのような取組みをしたのか。

→(事務局)：ジェネリック医薬品は国全体、様々な医療機関で促進されている。市としての取組みは、公民館まつり・講演会でのシール配布や差額通知発送の際のお知らせなど。積極的に独自のものを行ったというわけではないが、イベント等に付随してこういった取組みを行っている。

(委員)：高度医療の医療費が高額であったり、新薬が高かったりする。厚生労働省の目標値が変更になったのはこういったことが関係してくると思うが、市としても緊急性の高いことだと思う。色々な意見があるがジェネリックもいい刺激になるのではないか。これを促進しながら医療費の高騰を抑えられる形が望ましい。

(委員)：NO.44「公共工事コストの縮減」について、資材の高騰などの外部要因と、事業のスピードアップや計画・設計・施行の最適化などの内部要因を一緒に評価しては分かりにくい。内部努力は比較が難しいかもしれないが、分けて評価した方が良いのではないか。

→(事務局)：取消しの申し出があった項目であるが、先ほどの意見を踏まえて、指標化できるのではないかとということで調整し、今後項目として継続していきたい。

達成度の低い取組みである「路線バスの運営改善の推進」について補足説明をしたい。達成度の低い取組みとなっているが、これは効果額で計った結果である。市民病院の路線が増えたり、利用者が増加したことによりバスを大型化するなどしており、利用者ごとの単価が上がってはいるが、公共交通としては栃木県内では一番である。前年の負担額を基準に算出しているため、経費が増えてしまうと差額は減っていかない。そういった懸念もあるので、効果額の算出方法を見直していかないと達成度の悪いところがでてしまう。

(委員)：高齢化社会を迎えるにあたって、路線バスは重要な交通機関。現状は市の負担額を減らすことを目標とした計算である。路線バスがあることによる市民生活への効果を反映するような評価の仕組みを。市の負担はあるけれども市民生活に必要な交通手段だからやむを得ない経費であろうことがわかる。行政改革といっても削ればいいというものではない。

→(事務局)：担当課にも伝える。

(委員)：費用対効果というものを金額の面だけでなく、路線や車体数など様々な要因を含めて検討しながら議論してほしい。

(委員)：かかっている経費に対しての市の負担率を下げていく。利用者の増加や効果的な運行が出来れば負担率は下がる。負担率で計算した方が効果を計りやすいのではないか。

→(事務局)：担当課と協議していきたい。

なお、効果額の達成率が高い取組み低い取組みということで紹介したが、これはあくまで効果額を算出している取組みの中での達成率の高低を示したものの。効果額を算出出来ない取組みが数多くあり、それらは指標を定めて達成率を計っている。

先ほど話題に上がった路線バスについても、効果額として計算方法を見直す必要はあると思うが、それ以外に進捗状況を計る指標として、おーバスの1日の平均利用者数を挙げている。

(委員)：N0.74「公園施設寿命化計画の推進」について

地域によっては極端に老朽化している施設が散見されるが、市の管理方針としてどのような考えがあるか。

→(事務局)：『公園施設長寿命化計画』に基づいて修繕を行うが、国の補助事業であることから優先順位をつけて取り組んでいるのが現状である。計画では4か所実施する予定となっているが、昨年度は2か所に留まった。

補助事業だけでなく、市単独事業も併せて行い、事業の進捗を図る予定である。

(委員)：評価がDであるためBやAに上がっていけるように、国の補助を受けることなく、市の状況に則した形で取り組んでほしい。

→(事務局)：この後の議題である民間委託推進の中でも検討対象に上がっているため、そちらの方でも促進していく。

(委員)：これだけの項目がある中で、委員の方々が全ての現場を見たことがあるのか。担当課から直接聞いてみないとどのように評価しているのか分からない。特に数字として表せないものは、目で見てみないとなぜ数字に表せないのか実感が湧かない。

N0.50「市税等の現年度分収納率向上」について、「調査・処分型」に滞納整理方法を転換すると滞納者に対してペナルティーがあり、徴税が厳しくなったということだが、そのラインをどこで区切っているのか。また、差し押さえ品にはどのようなものがあるか。

→(事務局)：収入はあるのに納めないなどの悪質な滞納者に対しては、給与を差し押さえるなどしている。これまでは臨戸訪問でお願いに回っていたものを、担当課によって調査し、悪質な方に関しては給与等を押さえるという形式に換えた。実際に差し押さえた例もある。

なお、給与以外の差し押さえ品目は把握していないため、ご了承いただきたい。（*1）

(委員)：市県民税については特別徴収が促進されているため、徴収しやすくなっている。

(委員)：N0.60「給食費の収納率向上」について、B評価としているが、生活保護費から給食費を天引きできることがあまり知られていないように思う。そのことについて市は指導やアドバイスをしているか。

→(事務局)：分かりかねるため、担当課に確認したい。（*2）

(委員)：路線バスを普段目にする限り利用者数が少なく、また事業の達成率も1%ということだったが、利用者数は県内で1番ということで安心した。

(3) 小山市民間委託等推進計画について

小山市民間委託等推進計画について、資料 3「小山市民間委託等推進計画策定スケジュール（案）」、資料 4「小山市民間委託等推進計画（骨子案）」を基に事務局が説明をした。

議事内容は以下の通り。

(委員)：小山市民間委託等推進計画【骨子案】の目次のところに、1～4まで個々に計画が載せられている。5・6に関しては、次回また新たに審議をすることになる。本日は、民間委託を推進するにあたって基本的な考えについてご意見をお聞きしたい。

この計画は基本的に国から示された内容に基づいて計画したということで良いのか。小山市として独自に折り込んであるものはあるのか。

→(事務局)：国の動きに合わせて小山市独自で計画を策定しようとするもの。県内で一律に策定しようとするようなものではない。

(委員)：非常に良い動きだと思う。これまでもやってきたことだと思うが、ぜひ一層進めて業務のスリム化を図ってほしい。ただ、民間に委託すれば質の高いサービスが提供できるといふ考えでは困る。行政の方でも質を高めてほしい。

対象業務に関して、小山市の業務全てをまな板に乗せてやろうとすると大変なので、出来るものから順にやっていった方が良いのではないかと。スケジュールに沿って、全部きっちり見てからスタートするのではなかなか効果も出にくいし、時間が経てば状況も変わる。重点事業を絞ってピックアップしたものを短期間でやっていくやり方も有効ではないか。

(委員)：職員の技術が追いつかないためにその部分を民間委託するということがあった。押し並べて考えたときに、全て民間委託してしまうと市役所が必要なくなってしまう。そうすると守秘義務についても問題になってくる。職員が全ての業務を把握した上で特定の部分だけを民間委託する。そういう方向に持っていくのが最も良いのだがどうか。

→(事務局)：経験を積まないと技術的なものは追いついていかない中で職員が減ってきているため、そういった部分を民間委託しているという現状もある。この計画の中では、企画部門は市の職員、窓口等現場業務については民間に委託しようという考え。これは国を含めた考えである。窓口業務では、基本的にお客様と接するのは民間事業者だが、書類を出すか出さないかの判断は市の職員がやるというような区分けになっている。

先ほど金子委員からお話のあった業務を絞ってという件だが、各課にアンケートをとると、人を減らされるという懸念から業務を手放さないという傾向が強い。人が少ない状況だからこそ民間委託して余裕を持ってはどうかと提案はしているのだが。先日の推進本部の中で、その様な傾向があるのであれば、全事業に渡って調べて、民間委託出来ないものはなぜ出来ないのかを挙げていこうと決まったため全事業に働きかけている。民間で出来るものに関しては率先して委託していきたい。

(委員)：現市長になってから人件費を減らすということで、確かに職員の数は大きく減ってきているが、職員の技術の質を高めていないように感じる。職員が育たず、分からないから委託するというような流れに全体がなっているような気がする。

→(事務局)：事務職は様々な職場を回ることから、そういった意味でも民間の専門知識を持った方に任せた方が良い部分もある。よく選別しながらやっていきたい。

(委員)：民間事業者の取扱いが可能な窓口業務の中にも、かなりプライバシーに係るものがある。個人情報の問題が最も気になる。

→(事務局)：業者との契約の中で、機密情報に関する契約を交わし、それを守ることを原則として厳しくやっていきたい。

(委員)：委託先の業者を値段で選ぶと、電話対応ひとつとっても知識のない方が対応したのではお門違いの場所に案内されてしまう。

先ほどあった、対応は民間だが判断は行政が行うという大原則は窓口業務でも同じ。細かな決まりごとなど判断が必要な場面はたくさん出てくると思う。民間委託するのであれば委託先への教育は必要だし、グリーゾーンに関しては職員が対応する体制は絶対に必要。

民間の時給だけで働く方にどこまで専門知識を要求できるのか。民間なら安いという理由だけでサービスの質が落ちてしまうと市民は困る。最終的な判断、グリーゾーンの判断は市が行うというような形の民間委託をお願いしたい。

(委員)：守秘義務については十分に検討してもらいたい。契約が組織の末端まできちんと守られるかどうかは非常に危惧するところ。その辺のところをきちんと検討しながらやってもらいたい。

(委員)：小山市民間委託等推進計画については、皆様からいただいた意見を取り入れながら、次の5.6の計画の中に反映していただければと思う。

以上で全ての議事を終了したため午前11時50分に閉会し、解散した。

【補足】

*1 差し押さえをする財産の例

●預貯金：金融機関の預貯金の残高を税金に充てる。それでも完納できない場合は、繰り返し差し押さえを行う。

●給与：勤務先に給与の調査を行い、その結果をもとに法律で定められている最低生活費や源泉徴収額、社会保険料等を差し引いた額を計算し、毎月の給与から税金に充て続ける。

●生命保険：契約している生命保険を解約し、解約返戻金を税金に充てる。

●自動車：自動車の名義を差し押さえる。その後、タイヤロックをし、自動車を公売した代金を税金に充てる。

●動産（現金や貴金属等）：自宅や事業所などを捜索する。発見された現金や貴金属などを差し押さえし、公売で売れた代金を税金に充てる。税金の未納による捜索は、裁判所を通さずに可能であることが法律で定められている。

***2 給食費の収納率向上のための取組み**

平成 19 年の文部科学省からの通知に則り、小山市では平成 20 年度から生活保護世帯の代理納付制度を利用した徴収を行っている。（※保護者の同意が必要。）生活保護費からの給食費の徴収については、毎年、学校に情報提供をしている。外国語版の通知も作成し、外国人世帯への周知を図っている。

給食費納入が遅れがちな世帯や生活が困窮している世帯には、督促状の送付、家庭訪問、相談等を行っているほか、児童手当現金支給による納付相談での徴収や就学援助制度の活用を進めてきた。児童手当現金支給における徴収では、保護者から委任状を預かった上で実施している。児童手当の特別徴収実施に向けては、引き続き検討していく。

学校給食費徴収にあたって、給食費は保護者負担であり、食材のみの費用であることを毎年周知している。